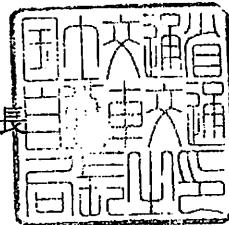




国自総第17号の2  
国自整第6号の2  
平成18年4月14日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



### 「自動車事故報告書等の取扱要領について」の一部改正について

自動車事故報告規則については、リコール改善対策に資するため、平成17年2月に報告対象を拡大し、車両故障に起因し運行を中止した場合には全て報告を求めるとしたところですが、車両故障に起因する事故報告の増加に伴い、自動車運送事業者等において事故報告書の作成が負担となってきたところです。

このため、自動車運送事業者等の負担軽減の観点から、リコール改善対策に必要な自動車リコール情報の収集に支障がない範囲で事故報告書の記入を一部省略できることとし、また、故障箇所欄について記入方法を簡素化するため、自動車事故報告規則の一部を改正することとしました。

本改正に伴い、「自動車事故報告書等の取扱要領について」（平成元年3月29日付け地車第44号、地備第57号）の一部を改正し、別紙のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通達しましたので、貴傘下関係者に周知徹底方お願いします。

国自総第17号  
国自整第6号  
平成18年4月14日

各地方運輸局長  
沖縄総合事務局長

殿 (単名各通)

自動車交通局長

「自動車事故報告書等の取扱要領について」の一部改正について

自動車事故報告規則については、リコール改善対策に資するため、平成17年2月に報告対象を拡大し、車両故障に起因し運行を中止した場合には全て報告を求めるとしたところであるが、車両故障に起因する事故報告の増加に伴い、自動車運送事業者等において事故報告書の作成が負担となってきたところである。

このため、自動車運送事業者等の負担軽減の観点から、リコール改善対策に必要な自動車リコール情報の収集に支障がない範囲で事故報告書の記入を一部省略できることとし、また、故障箇所欄について記入方法を簡素化するため、自動車事故報告規則の一部を改正することとした。

本改正に伴い、「自動車事故報告書等の取扱要領について」（平成元年3月29日付け地車第44号、地備第57号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、平成18年4月14日以降はこれにより取り扱われたい。

なお、本改正については、別紙のとおり（社）日本バス協会会長、（社）全国乗用自動車連合会会長、（社）全日本トラック協会会長、（社）日本自動車整備振興会連合会会長、（社）全国通運連盟会長、（社）全国自家用自動車協会会長、（社）全国レンタカー協会会長に対し通知したので、申し添える。